

第42回むかわ町穂別流送まつり出店取扱い要領

第42回むかわ町穂別流送まつりの趣旨に即し、穂別の産品に対する愛用意識の高揚と広く宣伝を図るため、次の要領により模擬店を開設する。

1 模擬店の範囲

ア むかわ町内で生産若しくは加工された食料品及び民芸品、緑化木、草花、山菜等。

イ 上記ア以外で、特に実行委員長が出品を認めた商品。

2 出店者の資格

ア むかわ町内に住所を有する農林、商工業者、各種団体及び個人で上記1の商品（または加工）の生産及び取り扱いのできる者。

イ 流送まつりの趣旨、開催の必要上から、実行委員長が特に認めた者。

ウ いかなる理由においても、防犯上暴力団員等の出店は認めない。

エ 食品衛生責任者資格を有する者が1名以上いること

3 出店区画

ア 販売上区画は、実行委員会において設定した範囲内とし、設定区画以外での出店はできない。

イ 出店者は原則として1団体（個人）1区画とする。なお、実行委員会は、出店者の数等により、区画幅の増減調整を行うことができる。

4 出店の手続き

ア 出店希望者は、6月24日（火）午後5時30分までに所定の申込書を実行委員会へ提出すること。

イ 苫小牧保健所等に対する出店者の許認可手続きについては、官公庁の指導、指示等により出店者自らが行う。なお、各種許認可手続きは出店者会議までに済ませ、開催日までに許認可を受けている必要がある。

ウ 食品衛生責任者資格証が必要となるため、出店申込時に写しを添付し、当日は出店ブースに食品衛生責任者が常駐していること。

なお、模擬店における事故等の責任は出店者とする。

5 出店者の決定

ア 出店者の決定は、申込み受付により実行委員長が行う。なお、出店希望者の数が出店枠を超えた場合は、抽選により決定する。

イ 実行委員長は、商品の競合や拡充等の方針に沿って、出店者の調整を行うことができる。

ウ 出店場所の決定は、抽選により決定する。ただし、販売品目、出店者の内容等により実行委員会が調整することがある。

6 搬入、搬出（設営、撤収）

ア 出店者は、実行委員会が指定する時限までに搬入（設営）を終え、出店終了後も定められた時限までに搬出（撤収）を行うこと。

イ 会場準備と会場の後片付けの全体作業に、各出店者から必ず2名以上（実行委員は除く）の作業員を提供すること。

・会場準備 7月18日（金）午後1時～ 穂別ふれあい公園集合

・後片付け 7月20日（日）午後3時～ 穂別ふれあい公園集合

ウ 搬入・搬出にかかる経費は、出店者の負担とする。

エ 会場のテント（貸出しテントを含む）の設営及び撤収は、出店者において行うものとする。

オ 祭り開催中の商品補充は、一部交通規制がされていることから車両の運行、駐車等については、実行委員会及び交通指導員等の指示に従うこと。

7 商品の保管、警備等

ア 食中毒及びO157等を起こさないよう十分注意すること。商品の保管・管理は出店者が行い、盗難、腐食等に対して実行委員会では一切責任を負わない。

イ 商品の保管場所は、それぞれの出店者の定められた出店場所とし、販売に支障のないよう整理保管すること。

ウ 夜間の出店物の警備については、実行委員会において行わないため、貴重品等については出店者にて保管・管理をすること。

8 販 売

ア 調理にあたっては手洗いを励行し、また提供食品は十分加熱し食中毒等の事故のないよう衛生管理の徹底を図ること。

イ 販売にあたっては、商品の品質第一はもちろんのこと、販売員のホスピタリティー（心のこもったおもてなし）をもって、お客様と接すること。

「祭りを一生懸命盛り上げようとする元気と、かつ品位」を忘れずに対応すること。

ウ 出店者は商品の点検、プライスカードの明示をすること。

エ 営業時間は、19日土曜日午後3時00分から午後8時30分、20日日曜日午前9時00分から午後3時00分までとし、各々営業時間開始30分前には準備を終えておくこと。

オ 品切れ等による販売品目等の変更、営業休止、退店はできないので留意し、万一このような場合は実行委員会に報告し指示をうけること。

カ 出店者は、販売責任者を必ず配置すること。

キ お客様に対する買い物袋は出店者において準備すること。

ク 模擬店内外は常に整理整頓に留意し、出店者のゴミについては、各出店者の責任で必ず持ち帰ること。

ケ 火気類（電気機器を含む）を使用する場合は、出店者が消火器（6型以上）を設置すること。

コ 出店に係る販売品目に重複があった場合について、実行委員会では一切調整は行わないため、出店者各自で調整を行うこと。

9 出店者負担金等

ア 出店者は、出店の際に実行委員会が定めた額を出店者負担金として納入すること。

イ 出店者負担金の減額、減免は行わない。

ウ 釣銭は、出店者で用意すること。

エ 金銭は出店者自ら管理し、盗難に十分留意すること。

オ 両日の売上額を今後の参考とするため、閉店後実行委員会に報告すること。

10 譲渡・又貸し等の禁止

ア 出店許可を受けた者は、実行委員会に無断でその権利を譲渡・貸与してはならない。

11 その他

その他取扱い要領にないものは、実行委員会の指示に従うこと。